

苫小牧市避難行動要支援者避難支援計画

令和 4 年 9 月

苫小牧市

【目次】

第 1 章 基本的な考え方	1
1 目 的	
第 2 章 避難行動要支援者名簿の作成等	2
1 避難行動要支援者名簿の作成	
2 避難行動要支援者の範囲	
3 避難行動要支援者名簿に登載する個人情報内容	
4 避難行動要支援者名簿の更新	
5 避難支援等関係者	
6 避難行動要支援者名簿情報の外部提供	
7 避難行動要支援者情報の共有	
8 避難のための情報伝達	
第 3 章 平常時における避難行動要支援者等に対する支援	6
1 避難支援等関係者と連携した個別計画の策定	
2 情報伝達体制の整備	
3 避難誘導・安否確認体制の整備	
第 4 章 災害発生時における避難行動要支援者等に対する対応	9
1 避難支援等関係者の安全確保、避難行動要支援者に対する情報伝達及び安否確認	
2 避難支援の実施	
3 避難所における支援の実施	
第 5 章 避難行動支援に係る共助力の向上	11
1 要支援者及び避難支援等関係者を対象とした研修等の実施	
2 避難行動支援に係る地域づくり	
3 防災訓練の実施	
資料編 要配慮者に係る防災・避難ポイント	

第1章 基本的な考え方

1 目的

災害発生時に最も重要なことは、自らの身を守る「自助」であるが、その身体的特性等から「自助」が困難な避難行動要支援者については、周りの人々からの様々な支援が必要である。

近年国内においても、局地的大雨などの自然災害により、人的被害の発生、家屋の倒壊、河川の氾濫、ライフラインの途絶など多くの被害が発生し、こうした災害の犠牲者の多くが高齢者や介護が必要な方々であることが確認されており、災害時に支援が必要と考えられる方への対策が大きな課題となっている。

平成25年6月に改正された災害対策基本法では、避難行動要支援者に係る名簿の作成が市町村に義務付けられ、令和3年5月の改正では、新たに個別避難計画の作成が努力義務化されるなど、要支援者対策について強化が図られた。

苫小牧市においても平成28年度から避難行動要支援者支援制度をスタートさせ、要支援者対策の強化に取り組んでいるが、要支援者の安全と安心を確保するためには、これまでの取り組みや実態を踏まえて、更なる取り組みや改善が必要である。

災害が発生し又は災害が発生するおそれがある場合（以下、「災害時等」という。）、真に支援が必要な方へ適切な支援を公助、共助の力で行うためには、苫小牧市をはじめとする行政機関に加えて、町内会、自主防災組織、民生委員、社会福祉協議会などの関係機関の十分な連携による取り組みが重要である。

このことから、本計画は、災害時等における避難行動要支援者の安全を確保するため、避難支援に係る関係機関の役割、市及び地域等における平常時と災害時等の支援体制を定めることを目的とする。

第2章 避難行動要支援者名簿の作成等

1 避難行動要支援者名簿の作成

市は、災害対策基本法に基づき、災害時等における避難行動要支援者の避難支援等を円滑に行うため、福祉部が所有する要配慮者の情報を集約し、住民基本台帳の情報を加えて避難行動要支援者名簿を作成する。

なお、名簿作成にあたり市が把握していない情報の取得が必要な場合は、災害対策基本法に基づき北海道知事その他の者に対して情報提供を求める。

2 避難行動要支援者の範囲

災害時等において、避難行動や避難所での生活に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）は、高齢者、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、妊産婦、乳幼児・児童、その他の特に配慮を要する者が考えられる。本計画における避難行動要支援者は、要配慮者のうち避難方法等について判断能力や身体能力を勘案し、次に掲げる範囲の者で避難時に支援を希望する者とする。ただし、地域の避難支援等関係者の人数が限られていることから、社会福祉施設及び医療機関に入所・入院している者は当該施設関係者が支援するものとし、本計画の避難行動要支援者から除くこととする。

- (1) 介護保険における要介護認定3以上
- (2) 身体障がい者（1・2級）及び知的障がい者（療育手帳A）
- (3) その他希望者（独居の高齢者や高齢者のみの世帯等）

3 避難行動要支援者名簿に登載する個人情報内容

避難行動要支援者名簿に登載する個人情報は次のとおりとする。

- (1) 氏名
- (2) 生年月日
- (3) 性別
- (4) 住所又は居所
- (5) 電話番号その他の連絡先
- (6) 避難支援等を必要とする事由
- (7) 前項に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項

4 避難行動要支援者名簿の更新

避難行動要支援者の状況は常に変化しうることから、市は次のとおり避難行動要支援者の把握に努めるものとする。

- (1) 新たに市に転入してきた要介護者、障がい者等や新たに要介護認定や障がい認定を受けた者のうち避難行動要支援者に該当する者を避難行動要支援者名簿に登載するとともに、新規に避難行動要支援者名簿に登載された者に対して、平常時から避難支援等関係者に対して名簿情報を提供することについて同意の確認を行う。
- (2) 転居や死亡等、避難行動要支援者の異動が住民登録の変更などにより確認された場合は、避難行動要支援者名簿から削除する。
- (3) 避難行動要支援者が社会福祉施設等へ長期間の入所等をしたことを把握した場合は、避難行動要支援者名簿から削除する。

5 避難支援等関係者

避難支援等関係者とは、災害時等における避難行動要支援者の避難支援等に関わる関係者で、その範囲は次のとおりとする。

- (1) 消防本部
- (2) 警察
- (3) 自衛隊
- (4) 民生委員法に定める民生委員
- (5) 社会福祉法人法に定める社会福祉協議会
- (6) 町内会・自主防災組織など
- (7) 地域包括支援センター
- (8) 基幹相談支援センター
- (9) その他市長が認めるもの

6 避難行動要支援者名簿情報の外部提供

市は、避難支援等関係者に対し、本計画の趣旨や避難行動要支援者の定義、避難支援等関係者の必要性など十分に周知を図った上で、名簿情報提供に対する本人同意が得られた者の避難行動要支援者名簿情報を提供するものとする。

なお、災害時等には本人の同意が得られていない場合であっても、避難支援等の実施に必要な範囲で、避難支援等関係者に避難行動要支援者名簿情報を提供する。

- (1) 名簿情報提供に関する同意確認

市は、避難行動要支援者に対し、本人へ郵送などにより、避難支援等関係者への名簿情報提供についての同意確認を行う。

なお、重度の認知症や障がい等により、同意したことによって生じる結果につい

て判断できる能力を有していない場合などは、親権者等から同意を得ることで名簿情報の外部提供を行うこととする。

(2) 名簿情報の情報漏洩を防止するための措置

市は、次のとおり名簿情報の漏洩防止のための措置を行う。

ア 名簿情報の外部提供に当たっては、避難支援等関係者と個人情報の取扱等を定めた協定を締結する。

イ 名簿情報は、当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供する。

ウ 町内会、自主防災組織に対しては市内全体の名簿情報を提供しない。

エ 避難支援等関係者に対し、受け取った名簿情報を避難支援活動以外に使用しないよう指導する。

オ 避難支援等関係者に対し、受け取った名簿情報を複製しないよう指導する。

カ 避難支援等関係者に対し、守秘義務が課せられていることを十分説明する。

キ 避難支援等関係者に対し、施錠可能な場所へ、名簿情報の保管を行うよう指導する。

ク 名簿情報の提供先が個人ではなく団体である場合には、その団体内部で名簿情報を取り扱う者を限定するよう指導する。

ケ 必要に応じ、名簿情報の利用状況や管理状況を報告させる。

7 避難行動要支援者情報の共有

避難行動要支援者の避難支援等に必要となる事項に変化が生じたときは、その情報を市の関係機関及び避難支援等関係者間で共有する。

また、転居や入院により避難行動要支援者名簿から削除された場合、該当者の名簿情報の提供を受けている避難支援等関係者に対して、避難行動要支援者名簿の登録から削除されたことを周知する。

8 避難のための情報伝達

「一般住民には避難の準備」「高齢者や障がい者に対しては、避難行動を始めるよう促す」避難情報は、「警戒レベル3 高齢者等避難」として発令され、避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難に当たって重要な情報である。避難行動要支援者の中には避難等に必要な情報を入手できれば、自ら避難行動をとることが可能な者もいる。そのため、避難支援等関係者が避難行動要支援者名簿を活用して着実な情報伝達及び早い段階での避難行動を促進できるよう、その発令及び伝達に当たって、市は次のことに配慮する。

(1) 高齢者や障がい者等にも分かりやすい言葉や表現、説明などにより、一人一人に

的確に伝わるようにすること

- (2) 同じ障がいであっても、必要とする情報伝達の方法等は異なることに、留意すること
- (3) 高齢者や障がい者に合った、必要な情報を選んで流すことなど、その情報伝達について、特に配慮すること

第3章 平常時における避難行動要支援者等に対する支援

1 避難支援等関係者と連携した個別避難支援計画の策定

災害時等に、避難行動要支援者の避難誘導等を迅速かつ適切に実施するためには、あらかじめ、避難行動要支援者一人一人について、誰が支援して、どこに避難所等に避難させるかを定めておく必要がある。

このため、町内会、自主防災組織及び市は、民生委員、社会福祉協議会などに避難行動要支援者と避難支援等関係者の調整等を行うコーディネーターとして協力を得ながら、一人一人の個別避難支援計画の作成内容やフォローアップ状況を把握し、実効性のある避難支援等がなされるよう、個別避難支援計画の策定を進める。

(1) 個別避難支援計画の策定方法及び情報の共有

個別避難支援計画の策定に当たっては、避難行動要支援者名簿の情報をもとに、同意を得られた在宅の避難行動要支援者のうち、自力避難が不可能で、かつ、家族等の避難支援を受けられない者又は家族の支援だけでは避難することができない者を対象として、避難支援等関係者、避難場所、避難経路、避難方法、情報伝達方法等について具体的に話し合いながら作成する。

また、個別避難支援計画については、市、消防本部、警察、町内会、自主防災組織、民生委員、社会福祉協議会などで情報を共有する。

(2) 避難行動要支援者と避難支援等関係者のマッチング

避難支援等関係者については、具体的に、どの避難支援等関係者がどの避難行動要支援者を対応するかについて地域の実情を踏まえつつ、町内会、自主防災組織、民生委員、社会福祉協議会などの話し合いで、あらかじめ避難行動要支援者に紹介できる候補者を定めるとともに、避難支援等関係者自身の不在や被災も考慮し、複数の避難支援等関係者を決めておくことが望ましい。

(3) 個別避難支援計画の更新

個別避難支援計画は、災害時等に迅速かつ適切な避難を行うため、町内会、自主防災組織及び市は、情報の更新を定期的に行っていくこととする。

具体的には、個別避難支援計画の内容に変更が生じた場合や本人等から申請があった場合は、その都度更新する。その他の場合は、避難支援等関係者からの情報提供の協力を得て更新を行う。

(4) 個別避難支援計画の情報保護と管理

個別避難支援計画は、一人一人の避難行動要支援者を対象としていることから、避難行動要支援者の個人情報が多く含まれている。従って、町内会、自主防災組織及び市は、その保護に十分留意する。

個別避難支援計画は、避難支援の目的以外に使用してはならない。また、避難支援等関係者以外が閲覧することがないようにするとともに、災害時等の緊急の閲覧に支障を来さないように留意する。

個別避難支援計画を電子情報で保管する場合は、パスワード等を使用して管理し、紙媒体で保管する場合には施錠可能な保管庫に保管するなど、情報管理に十分配慮する。

また、情報漏洩のおそれが懸念されることから、地区において個別避難支援計画が避難支援等関係者以外に複写及び配布がなされないよう注意する。

2 情報伝達体制の整備

市が行う避難情報等については、防災行政無線等により市内一斉に行うほか、連絡が必要と判断される場合にあっては、各町内会長、自主防災組織の代表者を通じた伝達を行い、避難行動要支援者及び避難支援等関係者への周知に努める。

情報の伝達手段は、防災行政無線や広報車、FAX、市のホームページ、緊急速報メール、LINE 及びフェイスブック等を基本とし、必要に応じて電話連絡を行うものとする。

<情報伝達手段>

- (1) 防災行政無線の活用
- (2) 広報車・消防車による広報
- (3) 電話・FAX・ホームページ・LINE・フェイスブックの活用
- (4) 緊急速報メールの活用
- (5) Lアラートの活用

3 避難誘導・安否確認体制の整備

(1) 避難誘導体制の整備

地域における避難支援体制の整備を行うためには、避難行動要支援者と地域及び避難支援等関係者等との信頼関係が重要であることから、市は普段から町内会、自主防災組織、民生委員、社会福祉協議会等と連携し、支援体制整備の必要性を共有するとともに、地域での防災訓練の実施により避難支援の検証を行い、改善するものとする。

地域による避難支援は、避難行動要支援者と地域及び避難支援等関係者が、平常時から相互にコミュニケーションを図りながら、避難行動要支援者にどのような支援が必要かなど十分話し合って信頼関係を深めておくことが必要である。

こうしたことから、近隣の住民による普段からの見守り体制づくりにより、災害時等には近隣住民の協力による支援が図られるように助言等を行う。

(2) 安否確認体制の整備

避難行動要支援者の安否確認は、避難行動要支援者名簿に登載されている人を対象として避難支援等関係者が行うこととするが、避難支援等関係者本人、家族等の被災も考慮し、町内会、自主防災組織において安否確認情報の収集体制を整備する。

第4章 災害発生時における避難行動要支援者等に対する対応

1 避難支援等関係者の安全確保、避難行動要支援者に対する情報伝達及び安否確認

- (1) 災害が発生した場合、避難支援等関係者は、まず自分や家族の身の安全を確保する。
- (2) 避難支援等関係者は、防災行政無線や広報車、緊急速報メール等で入手した情報をもとに避難行動要支援者に災害情報を伝達する。その際、訪問、電話、FAX など避難行動要支援者の特性に応じた手段により実施する。
- (3) 避難支援等関係者は、情報を伝達する際に、安否確認を行うものとする。その際、避難行動要支援者自身の状況や居住家屋の被害状況等を把握し、避難の必要があるかどうかを考え適切な支援を行う。

2 避難支援の実施

- (1) 避難支援の実施に当たっては、自身の安全に十分配慮した上で行うものとする。
- (2) 避難支援等関係者は、避難が必要と判断したときは個別避難支援計画に基づき避難支援を行う。ただし、無理な状況での避難支援は、むしろ被害を増大させることから、人手が足りない場合には周囲の人に協力を求めるなどして出来る限りの範囲で安全な対応を行う。

なお、避難支援は避難しようとする人を支援するものであり、例えば避難支援等関係者が発災時に避難支援に向かった先で、避難行動要支援者が支援を受けることを拒んだ場合などに、当該避難行動要支援者に対して避難するように説得するような役割まで求めるものではない。

- (3) 避難支援等関係者は、災害時等に個別避難支援計画に基づく支援を実施するが、何らかの理由により支援を実施できないときは災害対策本部へ連絡する。

また、倒壊又はそのおそれのある家屋に取り残された場合など、町内会、自主防災組織等による支援が困難あるいは危険と判断される場合には、二次災害を避ける上でも無理な活動は行わず、公的機関への救助の要請を行う。

- (4) 名簿情報の提供に不同意であった者への避難支援

市は、災害時等に避難行動要支援者名簿登載者の生命又は身体を保護するため必要があると判断した場合は、その同意の有無にかかわらず名簿情報を安否確認や避難支援に活用するものとする。

3 避難所における支援の実施

(1) 指定避難所における支援

指定避難所においては、避難行動要支援者の避難状況に応じて施設使用に不便が生じないように対策を講じるものとする。また、可能な限りプライバシー確保のための間仕切りを設けるなど、避難行動要支援者が介護や健康相談等を受けられる空間を確保する。

避難所における情報提供は、被災者にとって大変重要なものであるため、特に視覚障がい者や聴覚障がい者等に対する伝達については特段の配慮をする。

指定避難所から福祉避難所への家族による移送が不可能な場合は、市及び社会福祉関係団体等が福祉事業者及び運送事業者の協力を得て移送を行う。

(2) 福祉避難所における支援

災害時、市は指定避難所での生活が困難な避難行動要支援者を受け入れるため福祉避難所を開設する。なお、福祉避難所の運営等については、福祉避難所の設置及び運営に関するマニュアルにより行うものとする。

第5章 避難行動支援に係る共助力の向上

1 避難行動要支援者及び避難支援等関係者を対象とした研修等の実施

(1) 避難行動要支援者への研修等

市は、避難行動要支援者自身が避難について自ら考え、主体的な行動を取ることができるよう研修等を通じて意識の向上を図る。

(2) 避難支援等関係者の研修

市は、避難支援等関係者自らの生命及び安全を守りつつ、避難行動要支援者の命を守ることに協力してもらうための人材育成を行う。

2 避難行動支援に係る地域づくり

避難支援等の体制を構築するためには、普段から住民同士が顔の見える関係を深めることを促し、平常時から地域づくりを進めておくことが重要である。このため、市や町内会、自主防災組織、民生委員、社会福祉協議会等は、避難支援等関係者等を拡大するための取組を行っていく。

3 防災訓練の実施

防災訓練には避難行動要支援者や避難支援等関係者、地域住民が積極的に参加し、避難行動要支援者の居住情報を共有し、避難情報等の伝達の確認、具体的な避難支援方策の検証や障害物の確認等を行うことにより、地域全体の防災意識の向上を図る。